

川崎町議会傍聴規則

(平成22年9月24日)
(議会規則第1号)

川崎町議会傍聴規則(昭和56年条例第1号)の全部を改正する

(目的)

第1条 この規則は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第130条第3項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるとともに、町民の議会傍聴の利便性を確保し、かつ会議の円滑な運営を維持することを目的とする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、30人とする。

(傍聴の手続き)

第3条 会議の傍聴に関する一切の手続きは、必要としないものとする。

2 傍聴は、先着順とする。

(議場への入場禁止)

第4条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴人の責務)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、議場の秩序を乱し、又は議事の妨害、示威的行為及び他の傍聴人の迷惑になる行為をしてはならない。

(議案資料の提供等)

第6条 議長は、傍聴人に議案の審議に用いる資料を提供又は貸出しを行い、町民の議会傍聴の利便性の確保及び傍聴意欲の高揚に

努めなければならない。

(写真、ビデオ撮影及び録音等の自由)

第7条 議長は、傍聴席における写真、ビデオ等の撮影及び録音(以下「撮影等」という。)について、議事の進行の妨げになっていると認めるとき、又は他の傍聴人に迷惑を及ぼしていると認めるときは、撮影等の方法の変更を求めることができ、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができる。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。